第3回 周南市総合教育会議 会議録

1日 時 平成28年 3月17日(木) 開 会:15時00分

閉 会:16時20分

2場 所 周南市岐山通1丁目1番地

周南市役所第2応接室

3出席委員 木村健一郎市長 中馬好行教育長 池永博委員 月谷慈寛委員

松田敬子委員 片山研治委員

4事務局 教育部長 教育部次長

5出席者 企画総務部長 企画総務部次長 政策企画課長 生涯学習課長

学校教育課長 人権教育課長 学校給食課長 中央図書館長

文化スポーツ課長 保育幼稚園課長

6書 記 教育政策課(課長補佐、担当係長)

7協議事項

順位	件名
1	周南市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱 (案)について
2	公民館・生涯学習関係事務の市長部局への移管について

●事務局

ただ今から、「第3回 周南市総合教育会議」を開催いたします。

それでは、はじめに、会議の主催者であります市長からあいさつをお願いいたします。

●市長 【挨拶】

皆さま、こんにちは。

教育委員会の皆さまには、年度末のご多忙な折、お集まりいただき厚くお礼申し上げます。

ご案内のとおり、この「周南市総合教育会議」は、市長と教育委員会が協議・調整を尽くすことで、両者が共に教育行政の方向性を共有し、一致して執行に当たるという趣旨で設置させていただいたものですが、本日は第3回目の会議となります。

前回の会議では、教育の目標や施策の根本となる方針として策定をいたします「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」について、素案をお示しいたしまして、皆さまからは幅広い見地から様々なご意見を頂戴いたしましたが、ご意見をもとに「大綱」を再度整理するとともに、一部、表現などの修正をさせていただき、本日の議案書として配付させていただいたところ

です。

本日は、再度、ご意見をいただきながら、皆さま方と問題意識を共有し、本市の教育行政の中長期的な方向性を示す「大綱」として決定してまいりたいと考えておりますので、どうか忌憚のないご意見、ご提案をいただきますようお願い申し上げ、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

●事務局(部長)

会議に先立ちまして本日の資料の確認をお願いいたします。

- ① 本日の次第
- ② 別冊「大綱(案)」
- ③「第2回周南市総合教育会議における協議内容と「大綱案」の修正項目整理表」
- ④ 公民館・生涯学習関係の資料
- となっております。

1

それでは、これからの会議の進行につきましては、市長が行います。

周南市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱 (案)について

●市長

それでは、早速、次第に沿って進めさせていただきます。

では、(1)番、「周南市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(案)」についてであります。

まず、大綱を協議していただくにあたって、私の考えを説明させていただきます。

お示ししております「大綱(案)」につきましては、前回お示しいたしました 素案と、基本理念、基本方針等、大きく変わってはおりませんが、「ふるさと周 南」に誇りと愛着をもち、高い「志」を抱いて、周南の未来(あす)を拓き、 担う子供たちを育てたいという私の信念を盛り込んだものであります。

また、昨日閉会いたしました市議会で、平成28年度の施政方針をお示しさせていただきましたが、その中でも、前回の総合教育会議でご意見をいただきました「学校のICT環境の充実」、「中学校普通教室への空調設備の整備」、「新たな学校給食センターの整備」などの教育環境の充実、さらに、「コンビナート企業や水素学習室などを活用した地元の産業を知る学習」や「文化会館や美術博物館などで本物の芸術にふれる学習」など、地域資源を生かした特色ある教育を進めることで、「ふるさと周南」に誇りと愛着を抱くことのできる教育行政を重点的に進めていくことを説明させていただきました。

私は、周南市のリーダーとして、

"共に。" 未来へ贈りたい周南市(まち)をつくる。

次世代に、愛着をつなぐ。 誇りをつなぐ。

今を生きる私たちのために。

そして、これから、このまちに生まれてくる子供たちのために。

という強い決意を抱いておりますが、こうした思いも、この大綱の中に盛り込んでおりますので、是非、忌憚のないご意見をお聞かせいただけたらと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、「大綱(案)」の協議を項目ごとに区切って進めてまいりたいと思います。

事務局の方から、修正の趣旨やポイントなどについて、説明をお願いします。

(基本理念、基本方針①~⑤ごとに、区切って進める)

●事務局(次長)

それでは、「周南市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(案)」についてご説明いたします。

市長の挨拶の中にもありましたように、本日お示しいたしております「大綱(案)」につきましては、昨年の12月22日に開催いたしました第2回の総合教育会議においていただきましたご意見やご提言をもとに、再度整理させていただいたものでございます。

それでは、別冊の「大綱(案)」の1ページをお願いいたします。

ここでは、今日まで培われてきた「周南教育」の成果を受け継ぎながら、「ふるさと周南」を愛し、単に立身出世という「志」ではなく、自律した社会の一員としての高い「志」を抱いて、周南の(あす)を担う子供たちを、学校・家庭・地域が一体となって"共に"育てていくために、「教育の目標」や「施策の根本的な方針」としての「大綱」を、「第2次周南市まちづくり総合計画」と「周南市の教育」を調和させたものとして策定することなどの「大綱」策定の趣旨や、「大綱」の期間を平成31年度までの5年間とすることなどを定めております。

このページにおきましては、第1回の総合教育会議におきまして協議され決定された「大綱」策定の趣旨に関する部分であったため、前回の会議におきましても修正点等のご指摘をいただいていないところですが、文旨に影響がない部分について合計で4か所の修正を行っております。

つづきまして、2ページの「5. 基本理念・基本方針」の項についてご説明いたします。

ここでは、この「大綱」の「基本理念」を『未来(あす)に向かって"共に"

育む 周南の子供』と定め、その決定の理由や、理念を具現化するために5つの基本方針に基づき実践を積み重ねることで、「周南教育」のさらなる充実に努める旨を表記いたしております。

それでは、前回の会議においていただきましたご意見や協議の内容、そして「大綱案」の主な修正点について説明させていただきます。恐れ入りますが、別に用意いたしましたA3横のサイズで作成いたしております「第2回周南市総合教育会議における協議内容と「大綱案」の修正項目整理表」を用いましてご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

この修正項目整理表は、前回の会議でいただきましたご意見を左側の列に掲載し、真ん中の列では協議の経過を、そして右端の列では、いただきましたご 意見に基づく修正個所等を記載したものでございます。

なお、右端の修正欄では、修正前の文案を明朝体で表示し、その下に、今回 の修正案をゴシック体で記載するとともに、修正個所を朱書きいたしております。

早速ですが、この修正項目整理表で表しているとおり、基本理念に関しましては、前回、3点のご意見をいただいております。

まず、元気な子供の声が「うるさい」と感じる住民がいるとの報道を耳にするなど、将来に不安を感じてしまう情勢にあって、文頭が「子供は社会の宝です。」から構成されていることへの賛同のご意見をいただいたところですが、会議当日、市長も申し上げましたとおり、本大綱は、子供たちを育むことを主要素として策定いたしたいと考えておりますことから、引き続き、基本理念を説明する文頭に掲載いたしております。

次に、各所で用いました「生きる力」という文言について、周南市としては どう捉えているのか、その概念を端的に「大綱」に盛り込むべきであるという ご指摘をいただきました。

このご指摘に関しましては、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」、いわゆる「知」「徳」「体」の調和のとれた力が『生きる力』である旨を、大綱案2ページの4行目から5行目にかけて追記させていただくとともに、アページの「基本方針③『生きる力』を育む教育の実現」の項におきまして、説明文の4行目からとなります第2段落において、「確かな学力」、「豊かな心」及び「健やかな体」の概念について、それぞれ具体的な説明を追加させていただきました。

次に、2ページの説明文の6行目において「ふるさと周南に対する誇りと愛着」という表現に対しまして、本市の歴史など学ぶことで「誇り」を持つことができると思うが、「愛着」については、どのようにしたら育成できるのか、具体的に表記した方が良いのではとのご意見をいただきました。

まず、大綱案の4ページを全部改正し、地域総がかりで子供たちを育む「地域教育ネットワークの拡充」として新たに表記いたしましたが、この「地域教育ネットワークの拡充」を通じて、地域への「愛着」を醸成するとともに、7

ページの【対象施策】の最後の項目である、地元の産業を知る機会を拡充することについて、を追加することで、「ふるさと周南に対する誇りと愛着」を抱くことへつながる具体例を追記させていただいたところでございます。

「大綱案」における2ページの基本理念までの修正の趣旨やそのポイントについての説明は以上でございます。

●市長

それでは協議に入ります。

「大綱(案)」では、1ページ、2ページに関する部分となりますが、ご意見をどうぞよろしくお願いいたします。

●松田委員

1.はじめにのところで、『子供たちを、学校・家庭・地域が一体となって"共に"育てていくため、「周南市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を定めます。』となっています。重要な部分だとは思いますが、子供たちを育てていくためだけに大綱があると勘違いされるのではないかと感じました。そこに、もう少し全体的な説明をいれると、大綱が子供だけでなく、市民全体に向けられたものであると捉えられるのではないでしょうか。

●事務局

ご指摘いただいたところは、表現的にはまさにそのようになっていると思います。基本理念「未来(あす)に向かって"共に"育む、周南の子供」の中にございますように、「"共に"育む」のことばの中には、『市民一丸となって、社会の宝である子供を育てていきましょう』という理念と、もう一つは、『学校・家庭・地域が一体となり、子供を育てていくことを通して、"共に"すべての市民が生涯にわたり生き生きと学び続ける社会にしましょう』という、市長の2つの願いや思いが基本理念の中には込められております。

しかしながら、松田委員がおっしゃられましたように、どちらかと申しますと「子供を育てる」ことに傾注した表現として捉えられやすい表現となっておりますので、「学校・家庭・地域が一体となって、市民が生涯にわたっていきいきと学び続ける社会を目指すことをもう一つ付け加えてみたらと思っております。

「学校・家庭・地域が一体となって"共に"育てていくとともに、すべての市民が生き生きと学び続ける生涯学習社会の実現を図るため、「周南市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を定めます。」

に修正させていただくことを提案させていただきたいと思います。

●市長

委員の方々、いかがでしょうか。では、そのように修正させていただきます。

他はいいでしょうか。

●教育長

「3の大綱作成の趣旨」に関連して、今回、大綱が完成していくということを受けて、教育委員会としては、大綱とともに「周南市の教育」を一体化していくことで、現在同時進行でプラン作りを進めているところです。この大綱と合体し一体化した来年度の「周南市の教育」を基に、教育委員会として一丸となった取り組みを進めていきたいと作業を進めているところです。

●市長

他はいいでしょうか。

次に、基本方針①についての協議に移ります。

事務局から説明をお願いします。

●事務局(次長)

それでは、基本方針①の『地域と"共に"ある周南教育の推進 ~コミュニティ・スクールの充実~』についてご説明いたします。

大綱案の3ページをお願いいたします。

ここでは、あすを担う子供たちの豊かな成長のために、学校・家庭・地域による連携と協働の実践により、社会総がかりで子供や学校の抱える課題の解決などに"共に"取り組むため、『コミュニティ・スクールの充実』と『地域教育ネットワークの拡充』を掲げたものでございます。

それでは、修正点についてご説明いたします。A3横の修正項目整理表の 1ページと大綱案を併せてご覧ください。

まず、修正項目整理表の4番目の項になりますが、コミュニティ・スクールの取組における地域と学校の関わりについてご意見をいただきましたことから、大綱案では4ページになりますが、前回お示しした素案では、「青少年の健全育成」として、学校・家庭・地域が連携して子供を見守り育てる活動を進め、「自ら考え、自ら判断し、主体的に行動する」子供を育む環境づくりに努めます。と表現いたしておりましたが、地域と学校の関わりについて、より端的に表現するため、「小学校、中学校それぞれのコミュニティ・スクールを核として、地域の子供の育ちに関わる人々が一体となって協議する地域教育ネットワークの取組を充実するなど、地域総がかりで子供たちを育む仕組みづくりを推進し、青少年の健全育成を支援します。」と修正したものでございます。

次に、修正項目整理表の5番目の項になりますが、コミュニテイ・スクールの具体的な成果についてのご意見に対しましては、大綱案3ページの本文の上から6行目において、「地域連携に関する成果のみならず、学力向上や生徒指導上の課題解決においても成果がでてきたところです。」との表現を加筆いたしました。

次に、修正項目整理表の6番目の項になりますが、コーディネーターの重要性についてのご意見をいただき、大綱案では3ページの四角囲みの【対象施策】の欄におきまして、4番目の項として、「学校と地域をつなぐ柱となる人材としてのコーディネーターを育成します。」という施策を追加するとともに、次の4ページの同じく四角囲みの【対象施策】の欄におきまして、2番目の項で、「中学校区を統括する統括コーディネーターの配置を拡充し、地域の子供に関わる関係機関相互の連携を促進します。」との具体策を追記させていただきました。

次に、修正項目整理表の下から2番目になりますが、学校と地域の横のつながり、小・中学校間の縦のつながりを相互につむぎ合せるという表現について、市全体のつながりが感じられる表現への訂正についてご意見をいただき、学校と地域の相互理解と協働による横のつながり、中学校と管内の小学校、そして小学校間の連携を深める縦のつながりをつむぎ合せ、さらに、学校・家庭・地域による連携と協働の実践によるコミュニティ・スクールの充実に取り組むことを規定するなど、それぞれに説明文言を加筆する修正を行いました。

また、小学校、中学校のそれぞれのコミュニティ・スクールを核とする地域教育ネットワークの推進につきましても、大綱案の4ページで新たに取り上げ、地域総がかりで子供たちを育む青少年の健全育成について定義したところでございます。

次に、修正項目整理表 1 ページの最後の項になりますが、多様な団体や多くの市民の方々が地域づくりに携わっておられる現状から、学校を核とした地域づくりとの狭い限定的な表現でなく、広範な担い手を感じさせる表現への訂正についてのご意見に対しまして、大綱案 3 ページ下段の【対象施策】の2番目の項を「地域づくりの核の一つとして、地域と連携した学校づくりを推進します。」との表現に修正させていただきました。

前回の会議でいただきましたご意見に対しての修正案につきましては以上でございますが、この基本方針①におきましても、大綱案の3ページの冒頭に掲載しております説明文において、「今後」からはじまる第3段落の文章を新たに追加するなどにより、幼児期から中学校卒業までの15年間において地域と共にある周南教育の推進を表現する文旨となるように所要の修正を行っております。

基本方針①における修正点等についての説明は以上でございます。

●市長

基本方針①について、ご意見をお願いします

●月谷委員

4ページの「地域の子供の育ちに係わる」の「育ち」を改めて入れた意味合いとは何かありますでしょうか。

●教育長

これは教育という意味で書いてあると思います。地域の子供の教育に係わる人々、子供の側からすれば「育ち」であり、大人側からすると「教育」という概念になるのですが、子供に係わることが全てだと、教育だけではない、環境なども含めそういう意味では地域の子供に係わる人々がという表現でも、いいのかなと思います。

●月谷委員

育ちと言う言葉の意味合いは、いろいろありますが、教育長の言われる表現の方に変える方がいいように感じます。

●市長

ここは「育ち」を削除するということでいいでしょうか。

●市長

基本方針②について、ご意見をお願いします

●事務局(次長)

基本方針②では、人や地域とのつながりが希薄になりつつある現代社会において、「知・徳・体」と言われる「生きる力」のうち、特に「徳」の部分である「豊かな心」の育成が不可欠であるとの認識から、人間形成の基礎となる幼児教育の充実を図り、ふるさと周南に誇りと愛着をもち、周南の(あす)を担う人材の育成が必要であることを掲げたものでございます。

それでは、修正点についてご説明いたします。A3横の修正項目整理表の 2ページと大綱案を併せてご覧ください。

まず、周南の(あす)を担う人材の育成との表現について、将来だけではなく、今をしっかり生き抜いてこその「あす」であることから、「今」も大切である旨を盛り込むことについてのご意見をいただきました。

この「周南のあすを担う」という文言は基本的な定義として数カ所で用いておりますことから、大綱案2ページの基本理念の説明文において、「未来(あす)に向かって子供たちが変化の激しい社会を生き抜き、」と加筆修正をしたものでございます。

次に、幼児教育の重要性に着目され、保護者への啓発、地域の人材や関係機関などとの連携強化の必要性についてのご意見をいただきましたことから、大綱案の6ページにおいて、幼児教育は、「人格形成の基礎をつちかうとともに、小学校以降の生活や学習につながる基盤づくり」として重要である旨や、四角囲みの【対象施策】の4番目の頃におきまして、「関係機関との連携及び協力体制の強化を図り、家庭や地域における子育て支援の推進に努めます。」と表記し、家庭の教育力や地域の教育力を高める支援の推進について規定させていただき

ました。

次に、修正項目整理表2ページの中段になりますが、同じく幼児教育の充実の項における【対象施策】の1番目において、「子供と「もの」や「人」、「状況」とのかかわりを豊かにする」と記載いたしておりますが、表現として適切か?とのご意見をいただきました点についてでございます。幼児教育の所管省庁であります文部科学省においても、幼児期の教育と小学校教育の接続についての資料等で同様の文言を使用しておりますことから、ある程度オーソライズされた表現であると解釈いたし、表記の整合を図ったところでございます。

いただきましたご意見に対しての修正案につきましては以上でございます。 なお、この基本方針②におきましても、たとえば、サブタイトルにおきまして、前回の素案では「道徳教育の充実」と表記いたしておりましたが、本基本方針では、道徳教育と幼児教育の充実を、【推進方向】の両輪として編纂しておりますことから、「道徳教育や幼児教育の充実による「豊かな心」の育成」と修正するなど、所要の修正を行っております。

基本方針②における修正点等についての説明は以上でございます。

●市長

基本方針②について、ご意見をお願いします (意見なし)

それでは基本方針③について説明をお願いします

●事務局(次長)

それでは、基本方針③について、ご説明いたします。

大綱案のアページをお願いいたします。

ここでは、情報化の進展など、社会が構造的に変化する中、子供たちの『生きるカ』を育むためには、「知・徳・体」のうち、「知」の部分である「確かな学力」と「体」の部分である「健やかな体」を育成することも不可欠であることから、【推進方向】として、個に応じた学びの保障と、児童生徒の学力の向上をめざす「確かな学力の育成」、心と体を一体としてとらえた学校体育の充実や生涯にわたって健康が保持できる環境を確保することを柱とする「健やかな体の育成」を掲げております。

それでは、修正点についてご説明いたします。A3横の修正項目整理表の 2ページと大綱案を併せてご覧ください。

修正項目整理表2ページの中段の基本方針③の項に掲載いたしておりますが、前回お示しいたしました素案においては、運動に親しむことのできる環境や機会の確保と食育の推進を一つの【対象施策】として掲げておりましたが、周南市食育推進計画に基づく表記への統一についてのご意見をいただき、大綱案8ページの【対象施策】において、それぞれ別の項として掲げるとともに、食育については、食の知識や正しい食習慣を身に付け、心身の健康づくりを推進す

る旨を定義させていただきました。

いただきましたご意見に対しての修正案につきましては以上でございます。

なお、この基本方針③におきましても、先程ご説明いたしましたが、『生きるカ』の概念を定義するため、「確かな学力」、「豊かな心」及び「健やかな体」について具体的な説明を追加させていただくなどの修正や、大綱案7ページ下段の【対象施策】の欄において、コンビナート企業や水素学習室などを活用した地元の産業を知る機会を拡充することの追加など、所要の修正を行っております。

基本方針③における修正点等についての説明は以上でございます。

●市長

基本方針③について、ご意見をお願いします。

●池永委員

今コンビナート企業や水素学習室というところなのですが、水素学習室はど こに設置されているのですか。

●市長

水素ステーションに隣接している地方卸市場の 2 階に水素学習室を設置し、 既に 900 人近い方が、市内外から視察に来ておられ、これを子供たちの学習 に使わない手はないなと思います。

エネルギーの歴史が分かるようになり、今度からはホークリフトの水素燃料 電池としての実証実験を行っています。水素を学べる市の大切な拠点となって います。

というところで、基本方針③はよろしいですか。

それでは基本方針④について説明をお願いします。

●事務局(次長)

それでは、基本方針④でございます。

ここでは、子供たちの『生きる力』を育成する生徒指導体制の確立や、教職員の人材育成が必要であること、また、子供たちが安心して学校生活を送るためには学校施設の充実が重要であることから、ソフト、ハード両面からの教育環境の充実・整備に努め、子供たちの生活意欲・学習意欲の向上につながる魅力ある学校づくりに努めることを規定いたしております。

それでは、修正点についてご説明いたします。

まず、修正項目整理表2ページの下段になりますが、民間企業への派遣研修など、多様な人材育成施策を展開することで教職員の資質能力の向上を図ることが重要である旨のご意見をいただきました。

このため、前回お示しいたしました素案に掲載いたしておりました教職員の

人材育成に関する記述を加えて、新たに、子供たち一人ひとりの人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるため、生徒指導体制の充実を図ることなどを追記し、総合的に子供たちの生活意欲・学習環境の向上につながる魅力ある学校づくりに取り組むことを明記したところでございます。

なお、この基本方針④におきましても、【対象施策】へ「不登校児童生徒に対する支援体制の強化」や、「新たな学校給食センターの建設」についての記述を 追加するなどの所要の修正を行っております。

基本方針④における修正点等についての説明は以上でございます。

●市長

基本方針④について、ご意見をお願いします

●池永委員

【対象施策】の「学校教育制度の多様化に対応するため、義務教育学校の研究を進めます」という点なのですが、少し曖昧のような気がします。

制度が本当に変わってきているので、その中で研究を進めますというのが、 どういう研究か、はっきりしないように受け止められないでしょうか。具体的 にならないでしょうか。

●事務局(部長)

「学校教育制度の多様化」について でございますが、平成27年6月に「学校教育法等の一部を改正する法律」が公布され、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、平成28年4月より小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が新たな学校の種類として創設されます。

これまでの小学校、中学校という、枠組みでございましたが、「義務教育学校」は、小中が一体となって、組織的・継続的な教育活動を行うことで、

- ○学力や学習意欲の向上などの教育効果
- 〇小中学校9年間を通して生活することによる社会性の育成機能の向上
- 〇いわゆる、「中1ギャップ」と言われる不登校やいじめなど生徒指導上の諸問題の対応

などの教育効果が期待されております。

周南市においても、これまでもコミュニティ・スクールの取組みなどを通じて、小中の連携を図り、教育効果を上げてまいりました。

今後は、こうした小中連携の取組みとあわせて、義務教育学校(小中一貫教育校)について、調査研究を進めて、周南市の学校のあり方についても検討することにしております。

この【対象施策】は、これらのことを想定しています。今説明いたしたこと を含んだものとなっておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

●教育長

今、具体的な研究ということでしたが、ここは大綱ということで、例えば「タブレット端末を小中学校に導入します」というのは、大きなくくりで書いていますので、その一連の流れで義務教育学校に研究を進めますとしています。

ただ、周南市の教育ではこの下で具体的に出てきます。どういう学校でどういう授業を通して研究を進めていくかという具体的なことはそちらで書いていこうと思っています。一体的なものとして考えていただければと思います。

●市長

他にありませんか、

それでは基本方針⑤について説明をお願いします

●事務局(次長)

それでは、基本方針⑤、ここでは、生涯学習の推進と、学びの成果をまちづくりに活かす環境の充実について規定したもので、【推進方向】として、生涯学習の拠点である公民館機能の発揮やスポーツ活動の支援等を内容とする「生涯にわたって学習、スポーツができる環境の整備」、優れた文化芸術にふれる機会の充実や活動の支援等を内容とする「文化芸術活動の推進」、文化財や伝統文化を保護し、理解し、自らに活かすことでふるさとへの誇りと愛着を醸成する「文化財の保護と活用」、知の拠点としての既設の5館の図書館の充実と、新たな知の広場としての民間活力導入図書館の整備の推進等を掲げた「読書が育むひとづくり・まちづくり」、さらに、市民一人ひとりの人権が尊重されるまちの実現をめざす「人権教育の推進」、市民と行政が、"共に"協力して社会全体で支え創る『共創』によるまちづくりを推進する「まちづくりを担うひとづくり」の6項目を代表的なものとして掲げております。

それでは、今回の修正点について、でございます。

本基本方針⑤につきましては、前回の会議でご指摘等をいただいていないところではございますが、例えば、【推進方向】の読書が育むひとづくり・まちづくりの項におきまして、説明文を全面改正するとともに、【対象施策】において、新たに建設いたします徳山駅前図書館について具体的に記載するなど、所要の修正を行っております。

基本方針⑤における修正点等についての説明は以上でございます。

●市長

基本方針⑤について、ご意見をお願いします

(意見なし)

非常に熱心に協議いただき、貴重な、ご意見やご提言をいただきました。ありがとうございました。

いただきましたご意見をふまえた「大綱(案)」の修正に関しましては、事務

局で責任をもって行わせ、私が最終的に確認し、決定してまいりたいと考えておりますので、個別の表現等に関しましては、ご一任いただきますようお願いいたします。

ご尽力いただいたことで、皆さまと私の思いがひとつになった「周南市の大綱」が出来上がったと、自負しております。

教育長からも、この大綱を念頭にいれて28年度の「周南市の教育」を作成し、教育委員会が一丸となって共に取り組んでいくと、頼もしい意見もいただきました。

今後、「大綱」について市議会や市民の皆さまに説明する機会もたくさんあると思いますので、教育委員会の皆さまからいただきました熱い思いも十分に伝えていきたいと思っております。

「未来(あす)に向かって"共に"育む、周南の子供」を、教育委員会の皆さまと"共に"育てていきましょう。

3 回におよぶ会議で長時間にわたってご協議いただき、どうもありがとうございました。

●市長

それでは、次第の(2)番、その他についてです。 皆さんの方から、何か協議したいテーマ等はございますか。

●池永委員

文化振興財団の理事会でも市長がお話された、本物の文化芸術ということで ご尽力いただき、来年は美術博物館へたくさんの子供たちがいけるようなると のこと、素晴らしいことだと思います。

南陽工業の野球部の子供たちが、大洗高校のマーチングバンドを観て、彼らは本物ですけど、同じ高校生がすばらしい演奏をしたということにものすごく刺激を受けていたようです。周南市で本物を見せるという活動が実際にあった、そして刺激を受けている子供たちがいたということを聞いて、大綱にも本物という言葉が出ていたので、大変うれしく思います。

一公民館・生涯学習関係事務の市長部局への移管について

●市長

2

私の方から、公民館の拠点性を高める取組の推進について、今日結論を出す というのではなく、皆さんのご意見をお伺いしたいと考えております。

ご案内のとおり、本市の公民館は、昭和23年の旧熊毛町における三丘(みつお)公民館の設置にはじまり、現在では、類似施設も含め39の公民館施設を設置いたしております。

公民館活動も活発でして、去年は3公民館が文部科学大臣賞に、今年は山口

県でも2館のうち、長穂公民館が受賞し、このように非常に活発でして、開館以来、多くの人々が公民館に集い、地域活動や家庭生活などについて学び、生活文化の振興や地域の絆づくりに大きく貢献してきました。

しかし、近年の急激な社会環境の変化に伴い、学習に対する価値観や地域課題が多様化し、従来の「学びの場」としての拠点機能に加えて、学んだ成果を「まちづくり」や「市民協働」の推進に生かすことのできる「人づくり」、「地域づくり」の拠点としての機能が、より一層、重要となってきております。

そこで、文化を学ぶというところから一歩進んだところも必要なのではないかと思っておりまして、多くの自治体において公民館の拠点性を高める取組の推進についての検討が進められております。

県内でも、3市、萩市・山口市・光市において、公民館・生涯学習関係事務を市長部局へ移管し、生涯学習と地域づくりの連携による一層の社会教育の推進と現代的な課題への効果的な対応や、公民館の「地域づくりの拠点」機能の強化という新たなステージへの進展が図られているところです。

私といたしましても、同様の考えから、先程、決定いただきました「教育大綱」の基本方針の⑤『いきいきと学び続ける生涯学習社会の実現』の項において、「学びを通じた"共創"によるまちづくりの推進」や、「まちづくりを担うひとづくり」について触れさせていただき、今後、学んだ成果を生かす環境の充実について検討を深めてまいりたいと考えておりますので、皆さまのご意見をお伺いできたらと思います。

それでは、事務局から、現状や必要性等について、補足説明をお願いします。

●事務局(次長)

それでは、「公民館の拠点性を高める取組の推進について」ご説明いたします。 ご案内のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、 公民館事業等の社会教育に関することは、教育委員会の権限とされておりますが、急激な社会環境の変化に伴い、地域づくりの多様な担い手を育成する「人づくり」の役割を担い、地域社会全体が活性化していく持続可能なシステムの 構築に資することなど、今後の社会教育は、新たな時代の要請に応える仕組みづくりが求められております。

また、社会教育により学んだ成果を「地域づくり」や「市民協働」の推進に生かす取組の重要性も拡大しており、社会教育と地域づくりの連携や公民館の拠点性を高める取組の推進が求められるなど、新たな時代の要請に応えるためには、社会教育の機能を維持しつつも、公民館や生涯学習関係事務の市長部局への移管も含めた実効性のある施策の検討が必要となっております。

こうしたことから、全国の多くの自治体で公民館の拠点性を高める取組に係る検討が進み、先進自治体においては、教育施設のままでは実現できなかった施設の弾力的な活用により、「社会教育の拠点」としての公民館機能に「地域づくりの拠点」としての機能を加える取組が進められております。

県内におきましても、本市の文化やスポーツ振興部門の市長部局への移管などの事例以外に、公民館・生涯学習関係事務の市長部局への移管についての取組事例がございますので、少し紹介させていただきますと、光市におきましては、平成20年度から公民館の地域自主運営がスタートし、その後、公民館事務の市長部局での補助執行や生涯学習関係事務の市長部局への移管を進められ、現在の計画では、平成28年度より、公民館12館すべてをコミュニティセンターとして市長部局への完全移管を図られると聞いております。

また、萩市におきましては、平成21年度に市長部局に「文化・スポーツ振興部」を新設し、教育委員会の権限である社会教育や公民館に関する事務の全てについて、事務執行権限の補助執行という形態をとりながらも、市長部局に完全移管されております。

さらに、山口市におきましても、同じく平成21年4月に、公民館を地域交流センターと改めることにより、市長部局の地域振興部へ事務移管するとともに、翌年度には、社会教育と生涯学習の所掌事務を整理され、生涯学習関係事務の市長部局への移管を実施されたところであります。

こうした新たな取組により、公民館・生涯学習関係事務につきましては、従来、それぞれの部局において個別の取組として行われていた社会教育の推進による「学びの場での人づくり」と市長部局で進められている「地域づくり」との連携強化を図ることにより、公民館の拠点性が高まり、より一層、効果的・体系的に、社会教育の推進と市民と行政による共創の地域づくりの推進が、相乗効果のごとく機能し、地域社会全体が活性化していく持続可能なシステムの構築につながることが期待されているところでございます。

しかしながら、こうした新たな取組が実施される一方で、教育基本法における教育の目的である「人格の形成、平和な国家及び社会の形成者として心身ともに健康な国民の育成」については、引き続き、社会教育の一環として教育委員会の権限に属すると解釈されていることなどの課題もあり、現代的諸課題を解決していくために、しっかりした検討が重要となっております。

公民館の拠点性を高める取組の推進についての補足説明は以上でございます。

●市長

委員の方に意見を伺いながら、まとめていきたいと思います。 唐突ではございますが、何かご意見がございますか。

●片山委員

事情を言えば、公民館というのは、地域での役割、特に中山間地域にとっては、大変大きいと考えます。

大綱にもあるようにコミュニティ・スクールのあり方は学校と地域の連携が 図られることでありますが、これは機能的にはいろいろな活動が活発化されて 意義が出てきていると思うのですが、それ以外の地域となると、そのコミュニ ティ・スクールの活動と地域全体とがいっしょに活動できているかというとなかなかそこまでいってない部分があると思います。

コミュニティ・スクールでの活動を広めるためにも、公民館という機能が、 開かれた地域の中でのあり方・役割がもっと広がっていくのではないかと考え ます。

是非公民館を人づくり地域づくり連携のためにも、大変意義がある、特に学校が編成していって、また小規模化していくと、学校づくりが地域づくりに果たしている役割がだんだん力が弱くなってくる、そうすると公民館という役割は違った面で大切になってくるのではないかという気がします。

●市長

ありがとうございます。

また今後公民館の拠点性を高める取り組みの推進につきましては、私自身も熟議を重ねていきたいと思いますので、次回以降の総合教育会議の中でも、私の意見も出しながら、ぜひ皆様方の御意見が賜れればと思います。

●池永委員

公民館の市長部局へ移行するその話題以前の名称的なものが古いのかな、「公民館」に固定観念のようなものがあるような、教育をする場、社会教育、今は それ一辺倒ではないはずです。

もし、今からの計画には公民館という名称を変更するというのは、どうでしょうか。私は富田東とんとん会館をつかっていますが、「あそこはああいう名称だ」とかいう、地域の会館が公民館だと思うのです。

山口市は、地域の名前は入っているのでしょうが、特色のある名称をそれぞれが付けいくことで、地域が活性化する。

公民館とする方がそれなりの有利な点があるのかどうか分かりませんが。

●市長

公民館には制限がありまして、大道理の夢求の里は公民館ではないのです。 地域の拠点ですが公民館という位置づけはしないことで、コミュニティビジネス、大儲けはしないが地域のために資金活動をしていこうという柔軟性があります。昔の「官のやることは全て正しくて、民間は全て金儲けしか考えていない」というのはとんでもないことで、民間の方も志を持って運営していけばお金儲けということも、悪いことではない、道に外れたお金儲けはいけないですが、資本主義はみんな悪人かということはない。官のやること民のやること、官民共同が大切じゃないかと思いますし、志ある儲け方ならいいじゃないかいうことも考えています。

どこかで利潤を上げなければ持続可能な街にはなっていきませんので、そう 言う意味では、幼稚園にしても保育園にしても、民営化、志のある方のやって いただく民営化は大賛成、逆に民がどれだけやろうと思っていても利潤があげられなければできませんので、利潤があげられない部分には官が下支えしないといけないかなと思っております。

●市長

それでは、第3回の総合教育会議を終了させていただきたいと思います。 今後も一層皆様と連携を深めまして、周南市の教育の更なる充実にむけまして 努力したいと思います

本日は貴重なご意見ご提言をいただきまして心から感謝を申し上げます。 ありがとうございました。

●事務局(部長)

皆様、お疲れ様でした。

本日決定いただきました大綱につきましては、事務処理をさせていただいた後に、できるだけ早期にホームページ等で公表させていただく予定でございます。

次回の会議の開催につきましては、次年度の開催となりますが、また後日、 日程を調整させていただき、ご連絡させていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の日程は終了いたします。 お疲れ様でした。